

鳥取県告示第584号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業者の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 処分をした年月日
平成23年10月14日
- 2 被処分者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに建設業の許可番号
株式会社ニシムラ仮設鳥取
鳥取市福部町湯山914-1
代表取締役 西村 将人
鳥取県知事許可（般-23）第6774号
- 3 処分の内容
建設業の許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
株式会社ニシムラ仮設鳥取の役員が、傷害の罪を犯したことにより、平成23年9月7日、懲役の刑に処せられた。
このことが、建設業法第29条第1項第2号に定める事由のうち、同法第8条第10号に該当するに至った場合に該当する。